

経過内容（令和元年度・令和2年度）

日 時	内 容
令和3年3月21日	国において、すべての都道府県の緊急事態宣言が解除。 市は、特措法第32条第5項の規定に基づく緊急事態解除が宣言されたため、特措法に基づく新型コロナウイルス感染症対策本部を閉鎖し、新型インフルエンザ等対策行動計画に基づく対策本部に切替。
令和3年3月18日	京都府は、感染再拡大防止のための今後の対策を決定。
令和3年3月10日	綾部市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、今後の対応を決定。 （書面開催）
令和3年3月10日	京都府は、新型インフルエンザ等特別措置法第24条第9項に基づく外出自粛等の要請が延長を決定。
令和3年2月27日	綾部市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、今後の対応を決定。
令和3年2月26日	国において、京都府を含む6府県の緊急事態宣言が解除。 京都府は、新たに緊急事態宣言解除後の対応方針を決定。
令和3年2月4日	綾部市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、国、京都府における緊急事態措置の期間延長に基づき、「外出の自粛」「催物（イベント等）の開催制限」「施設の使用制限等」等の対応方針について決定。
令和3年2月3日	京都府知事から府全域に緊急事態措置の期間延長を決定。
令和3年2月2日	国において、京都府を含む10府県に緊急事態宣言を3月7日まで期間延長を決定。
令和3年1月13日	綾部市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、国、京都府における緊急事態措置に基づき、「外出の自粛」「催物（イベント等）の開催制限」「施設の使用制限等」等の対応方針について決定。
令和3年1月13日	国において、京都府を含む7府県に緊急事態宣言を追加。
令和3年1月12日	京都府知事から府全域に「緊急事態措置」が示されました。
令和3年1月8日	京都府は、最近の感染状況を踏まえた今後の対応について決定。
令和3年1月7日	国において、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づく緊急事態宣言が発出されたため、同法に基づく対策本部を設置しました（名称は「新型コロナウイルス感染症対策本部」で変更なし）。
令和2年12月17日	京都府は、年末年始を控えた今後の対応について決定。
令和2年12月9日	京都府は、最近の感染状況を踏まえた今後の対応について決定。 医療崩壊を防ぐための緊急要請！
令和2年11月27日	京都府は、最近の感染状況を踏まえた今後の対応について決定。
令和2年11月19日	京都府は、最近の感染状況を踏まえた今後の対応について決定。
令和2年10月23日	京都府は、インフルエンザの流行に備えた今後の対応について決定。
令和2年9月25日	京都府は、感染状況を踏まえた今後の対応について決定。
令和2年9月1日	京都府は、感染状況を踏まえた今後の対応について決定。
令和2年7月31日	京都府は、特別警戒基準到達を踏まえた今後の対応について決定。

経過内容（令和元年度・令和2年度）

日 時	内 容
令和2年7月23日	綾部市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、感染拡大を踏まえた今後の対応について決定。
令和2年7月22日	京都府は、感染拡大を踏まえた今後の対応について決定。
令和2年7月15日	京都府は、警戒基準到達を踏まえた今後の対応について決定。
令和2年7月8日	京都府において、新たな基準の方向性が決定し、「注意喚起基準」「警戒基準」「特別警戒基準」の三段階の基準が示されました。
令和2年5月28日	綾部市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、国、京都府の方針に基づき、外出等の行動、催物（イベント等）の開催、施設の使用の段階的解除の方針について決定。
令和2年5月27日	京都府は、今後の新型コロナウイルス感染症対策に関する取り組みについて決定。
令和2年5月25日	国において、全国緊急事態宣言が解除。 市は、特措法第32条第5項の規定に基づく緊急事態解除が宣言されたため、特措法に基づく新型コロナウイルス感染症対策本部を閉鎖し、新型インフルエンザ等対策行動計画に基づく対策本部に切替。
令和2年5月22日	綾部市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、公共施設の再開などを決定。
令和2年5月21日	国において、京都府を含む3府県の緊急事態宣言が解除。 京都府は、新たに緊急事態宣言解除後の対応方針を決定。
令和2年5月15日	綾部市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、公共施設や幼稚園、小・中学校の再開などを決定しました。
令和2年5月15日	京都府において、一部施設の使用制限を解除。
令和2年5月14日	国において、緊急事態措置を実施すべき区域を変更。 京都府は、引き続き特定警戒都道府県として位置づけ。
令和2年5月5日	綾部市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、5月31日までの施設の閉館やイベントの中止などの延長を決定しました。
令和2年5月5日	京都府において、引き続き特定警戒都道府県として指定、緊急事態措置の延長を決定。 ※ただし、5月中旬に、感染状況や医療提供体制の状況等を勘案し、見直しを検討。
令和2年5月4日	国において、5月6日までの緊急事態宣言を全都道府県に対し5月31日まで延長を決定。
令和2年4月28日	綾部市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、市立学校等の対応について決定しました。
令和2年4月18日	綾部市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、5月6日までの施設の閉館やイベントの中止などを決定しました。
令和2年4月17日	京都府知事から府全域に「緊急事態措置」が示されました。
令和2年4月16日	緊急事態措置を実施すべき区域を全都道府県に変更。京都府を含む13都道府県が、特に重点的な対策を進める「特定警戒都道府県」に位置付けられました。
令和2年4月7日	国において、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づく緊急事態宣言が発出されたため、同法に基づく対策本部を設置しました（名称は「新型コロナウイルス感染症対策本部」で変更なし）。
令和2年2月25日	新型コロナウイルス感染症対策本部を設置しました。